

介護する人、受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

北海道・札幌市 施設介護員

ひとり親で、人手不足のため月5回以上夜勤に入ること。子どもとの時間も削って働く中でも手取りは20万円程度。国家資格なのに、重労働なのに、なぜこんなに低賃金なのか悲しくなります。

神奈川県・横浜市 訪問介護員



このままでは、介護を必要とした時にヘルパーが足りなくなる。また、利用料が高くなると制度があっても使えなくなってしまう。



栃木県・宇都宮市 施設介護員

一人夜勤で20人に対応。転倒や看取りなど急変時の対応ができないので人を増やしてほしい。



山口県・宇部市 訪問介護員

介護従事者も高齢化しています。ICT機器の導入よりも、まずは若い人が介護の仕事に関心を持ってもらえるように安定した賃金確保ができるようにしてほしい。

福岡県・春日市 ケアマネジャー

地域でケアマネジャー不足になっています。仕事量と処遇が見合っていない。



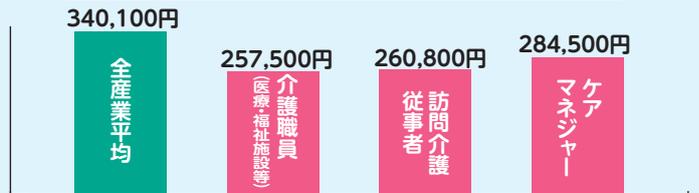
低く据え置かれ続けてきた介護報酬

介護報酬改定(率)の推移

改定年	改定率	*3年毎の本改定の経過
2003年度	▲2.3%	
2006年度	▲2.4%	施設等での居住費・食費の自己負担化
2009年度	+3.0%	
2012年度	+1.2%	実質▲0.8% ⇒処遇改善交付金(報酬換算2%)を介護報酬に編入
2015年度	▲2.27%	処遇改善等で+2.21%、基本報酬で▲4.48%
2018年度	+0.54%	通所介護等で▲0.5%の適正化
2021年度	+0.70%	通算改定率+0.67% ⇒+0.05%はコロナ対策(特例的評価)(21年9月末で終了)

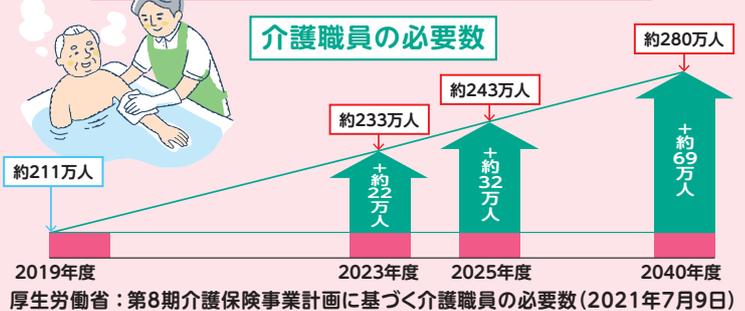
賃金を上げないと、人がこない!

低すぎる介護労働者の賃金



厚生労働省：「令和4年賃金構造基本統計調査」一般労働者の毎月決まって支給される現金給与額(時間外手当、深夜・休日・交替手当などを含む。税・社会保険料控除前)

ますます介護人材不足に



なのに 狙われる介護制度改悪

- 利用料2割負担の対象拡大
- 一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げ
- 施設多床室の室料徴収の対象拡大
- 要介護1、2の保険給付は不十分(総合事業への移行)
- 介護保険証とマイナンバーカードの一元化
- ケアプランの有料化
- 福祉用具利用のみのケアプランの報酬の引き下げ
- テクノロジー機器導入による人員配置基準の引き下げ

だから 署名にご協力ください



介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名 介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、以下請願します。

請願項目

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
- 2 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
- 3 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること
- 4 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

(※氏名・住所は、名字など同じ場合でも略式「ッ」ではなく、フルネームでお書き下さい)

氏 名	住 所
	都 道 府 県

〈取扱団体〉

中央社会保障推進協議会(社保協)

全国労働組合総連合(全労連)

全日本民主医療機関連合会(民医連)

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7階

(TEL) 03-5842-6451 (FAX) 03-5842-6460

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません